

広瀬川漁業協同組合

鹿共第1号 第五種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、広瀬川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ、もくづがに、及びてながえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限及び遊漁期間)

第3条 漁具・漁法の制限及び遊漁期間の別表（1）の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げるイ～エ及びオの期間内で行わなければならない。

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、別表（2）（3）の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない

(全長の制限)

第5条 全長の制限の別 表(4)の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、別表(5)遊漁料のとおりとする。ただし、障害者は半額、満15才に達しない者は、無料とする。

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

(1) 広瀬川漁業協同組合事務所（出水市緑町39-19）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載し遊漁者に交付するものとする。(別記様式第1号)

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定する場所において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子又は腕章をつけるものとする。（別記様式第2号）

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規程は、行政庁の認可があつた日（令和5年9月1日）から施行する。

この規程は、行政庁の認可があつた日（令和7年12月22日）から施行する。

ア.漁業の名称	イ.漁業の方法	ウ.統数又は規模	エ.区 域	オ.期 間
あゆ漁業	網類使用	網地は 15 cmについて 10 節以下	行使規則第 8 条に規定する禁止区域以外の区域	6月第 1 日曜日から 10 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	竿釣(友釣・掛け釣)手釣・ひっかけ・突き			
	や な	全体で 1 統まで	大井手井ぜき下流端から広瀬橋上流端までの区域	9月 1 日から 10 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい漁業	網類使用	網地は 15 cmについて 10 節以下	行使規則第 8 条に規定する禁止区域以外の区域	6月第 1 日曜日から 11 月 15 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	竿釣・手釣・突き・掛け			年 間
ふな漁業	網類使用	網地は 15 cmについて 10 節以下	同 上	6月第 1 日曜日から 11 月 15 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	竿釣・手釣・突き・掛け		同 上	年 間
やまめ漁業	竿釣・ひっかけ・突き		同 上	6月第 1 日曜日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ漁業	竿釣・手釣・うけ・かご・石くら・かじ針類 やな	うけ・かごは 1 人につき合計 10 個まで	同 上	3月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに漁業	竹かご・網かご類・やな	1 人につき合計 10 個まで	同 上	9月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
おいかわ漁業	竿釣・突き・掛け ・ビン		同 上	6月第 1 日曜日から 11 月 15 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
てながえび漁業	竿釣・突き・掛け ・ビン		同 上	6月第 1 日曜日から 11 月 15 日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

別 表 (2) 全面禁止区域

ア. 区 域	イ. 期 間
(1) 六月田橋上流端から米ノ津橋上流端まで	年 間
(2) 大井手井ぜきから 70 メートル下流地点まで	年 間
(3) 小木場川と平良川の合流地点下端から各川の上流全域	年 間
(4) 横ノ谷川觀音渕下流端から上流全域	年 間
(5) 高川ダム及びダム上流の全域	年 間
(6) 六月田井堰から 80 メートル下流地点まで	年 間

別 表 (3) 漁具・漁法による禁止区域

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法
(1) 上知識橋下端下流 100 メートル地点より六月田井堰まで	網 類
(2) 築橋下端下流 80 m 地点より沖田井堰まで	網 類
(4) 五万石井ぜきから上流、田原橋上流端まで	網 類
(3) 水天渕大岩下流端から上流 200 メートル地点まで	釣り以外の漁法
(5) 本流と坂元川の合流地点下端から各川の上流全域	網 類
(6) 栗毛野橋から上流全域	網 類
(7) 柴田井ぜきから上流全域	網 類
(8) 横谷川、折尾野井ぜきから上流全域	網 類
(9) 軸谷川、日当橋から上流全域	網 類

別 表 (4) 全長の制限

魚 種	全 長
あ ゆ	10 センチメートル以下
こ い	20 センチメートル以下
ふ な	10 センチメートル以下
う な ぎ	21 センチメートル以下
や ま め	12 センチメートル以下
もくずがに	甲ら 5 センチメートル以下
おいかわ	3 センチメートル以下
てながえび	3 センチメートル以下

別 表(5) 遊漁料

漁種	漁具・漁法	遊漁料		備考
		日額	年額	
あ ゆ	建網・刺網・まき網類	(1場所当たり) 8,000円		解禁
		7,000円	13,000円	夏川
		(1場所当たり) 11,000円		下り
こ い	投網	1,500円	5,000円	
ふ な	その他の網類	500円	3,000円	
や ま め	友釣・掛け釣(空針かけ)・ひつかけ等	1,500円	7,000円	
こ い	竿釣・手釣	500円	3,000円	
ふ な	竿釣・手釣	500円	3,000円	
や ま め	竿釣・手釣	1,000円	5,500円	
う な ぎ	竿釣・手釣・かじ針類	500円	3,000円	
	うけ・かご・石くら	(1箇当たり) 1,500円		10個まで
もくずがに	竹かご・網かご類・やな	(1箇当たり) 1,500円		10個まで
おいかわ	竿釣・突き・掛け・ビン	500円	3,000円	
てながえび	竿釣・突き・掛け・かご	500円	3,000円	

別表(6) 漁具・漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 電流、薬物を使用する漁法
- (2) 瀬干漁法
- (3) 上りやな類
- (4) 水中鉄砲類
- (5) 舟、いかだ類を使用する漁法
- (6) 潜水器、及び簡易潜水具類を使用する漁法

別 表 (7) 夜間採捕の禁止

次に掲げる漁具又は漁法により日没から日の出までの間、水産動植物の採捕をしてはならない。

- (1) 各種網類
 - (2) 掛け針（空針かけ）
 - (3) 夜振り（火光を使用して直径15センチメートル以上のたも網又は建網で採捕する行為）
- 2 前項第1号の規定は毎年6月第1日曜日に限り適用しないものとする。ただし、投網を除く